

# TOWA 電子契約サービス利用規定

本利用規定（以下、「本規定」といいます）は、「TOWA 電子契約サービス」（以下、「本サービス」といいます）の利用に関して定めたものです。また、本サービスは日鉄ソリューションズ株式会社が運用する電子証明書発行サービスを利用して提供されます。

本サービスにより融資契約を行うお客様（法人取引においては、予め手続きを行う者として届け出られた個人を含む。以下同じ。）は、本規定の内容を理解したうえで、日鉄ソリューションズ株式会社が公表する電子契約サービス証明書ポリシー／認証局運用規程（以下、「CP/CPS」といいます）(<https://www.itis.nssol.nipponsteel.com/contracthub/cpcps/>)に同意のうえで自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

## 第1条（本サービス）

本サービスは、株式会社東和銀行（以下、「当行」といいます）との融資取引の電子署名による契約締結（以下、「電子契約」といいます）や契約内容の確認・閲覧等をおこなうサービスです。

## 第2条（利用環境等）

### （1）本サービスの利用環境等

本サービスを利用する場合、インターネットに接続されている等の当行所定の環境を備えた端末（以下、「端末」といいます）または当行所定の方法を用いておこなうものとします。また、電子署名は、お客様の携帯電話端末等に送信される第6条（4）に規定する電子署名用 PIN コード（以下、「PIN コード」といいます）を用いておこなうものとします。

端末および携帯電話端末について、当行所定の環境が備わっていてもお客様固有の設定がなされている場合等の事情により利用できないことがあります。なお、本サービスを利用するために必要な環境の構築および維持についてはお客様の責任においておこなうものとし、当行は責任を負いません。

### （2）サービス取扱日・取扱時間

本サービスの取扱は原則 24 時間 365 日ですが、月曜日から土曜日までの、それぞれ 7:00 から 23:00（いずれも日本標準時）以外の時間において、メンテナンス等の事由により、本サービスの取扱を一時的に停止する場合があります。また、当行は、この取扱日・取扱時間を、お客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

## 第3条（利用登録）

### （1）利用可能なお客様

本サービスは、当行が本サービスの利用を認めた法人（個人事業主を含みます。以下同じ。）および個人のお客様を対象とします。なお、当行は、本サービスの利用の申込みについて承諾しない場合もありますが、その理由等については一切開示いたしません。

また、本サービスの利用の申込みを承諾した場合であっても、取引等の申込みを承諾する義務を負いません。

## (2) 本サービス用 ID およびパスワード

本サービスの利用には、ID およびパスワードが必要です。当行は、当行所定の本人確認手続きを実施のうえ、お客さまに ID およびパスワードを交付します。ID およびパスワードの交付をもって、本サービスの利用登録が完了するものとします。

## (3) ID およびパスワードの有効期限

個人のお客様は、前項に規定する ID およびパスワードの有効期限は本サービスへの最終ログインから 2 年です。有効期限が到来した ID およびパスワードについて、当行は、当行が必要と判断した場合もしくは契約者であるお客様からの依頼により当行が認めた場合に、再度発行の手続きをおこなうものとします。法人のお客様については、ID およびパスワードに有効期限を設けておりません。

## 第 4 条 (ID およびパスワード、並びに PIN コードの管理)

前条 (2) に規定する ID およびパスワード、並びに PIN コードによって本サービスを利用しておこなわれた一切の取引について、当行はお客さま本人の意思による有効な取引とみなします。ID およびパスワード、並びに PIN コードの偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、当行が、ID およびパスワードの一致を確認し、取引に応じた場合には、それによってお客さまに生じた損害について、当行は責任を負いません。

お客さまは、ID およびパスワード、並びに PIN コードを厳重に管理し、第三者に不正に利用される可能性が生じた場合には、直ちに当行所定の変更、再発行手続きをとるものとします。この手続き前にお客さまに生じた損害について、当行は責任を負いません。

## 第 5 条 (セキュリティ対策)

本サービスを利用されるお客様は、利用するコンピュータ等の端末へのセキュリティソフトの導入等のセキュリティ対策、不正利用防止対策等の措置を実施したうえで本サービスを利用することとします。

## 第 6 条 (電子証明書と利用者鍵)

### (1) 目的

電子証明書と利用者鍵（以下、「電子証明書等」といいます）は、電子署名をおこなうために発行されます。

### (2) 発行と管理

電子証明書等は、お客さまの申請を受けた当行の依頼に基づき、本サービスの認証局である日鉄ソリューションズ株式会社が、日鉄ソリューションズ株式会社が公表する CP/CPS に従って発行、管理、運用するものとします。

### (3) 有効期限

電子証明書等の有効期限は発行から 60 日間です。有効期限が到来した電子証明書等について、当行は、当行が必要と判断した場合のみ、更新手続きをおこなうこととします。

また、当行は、お客さまの依頼があった場合、あるいは当行が必要と認めた場合に有効期限が到来していない電子証明書等についても失効させることができるものとします。

#### (4) 利用

お客さまが電子証明書等を用いて電子署名をおこなうためには、日鉄ソリューションズ株式会社が発行する電子署名用 PIN コードが必要です。PIN コードは、本サービスの利用申込の際にお客さまが指定するお客さまの携帯電話端末に送信されます。

#### (5) お客さまが遵守すべき定め

お客さまは、電子証明書等の利用にあたり、CP/CPS が規定するお客さまが遵守すべき定めに従うものとします。

### 第7条 (本サービスの利用方法)

#### (1) 電子契約

お客さまは、第3条に規定するIDおよびパスワードによって本サービスを利用し、各契約文書等に対しPINコードを用いて電子署名をおこなうことにより、電子契約をおこないます。当該電子契約は、当行所定の方法により当行が電子契約の受付処理を完了したときに電子契約が完了したものとし、その発効は、各契約が定める条件に従うものとします。

#### (2) 手数料

お客さまは自らが契約者となる電子契約をおこなうにあたり、当行所定の電子契約手数料を負担します。

#### (3) 電子契約の取り消し

契約の発効前に、電子契約を取り消しする場合、当該契約において契約者であるお客さまが、第3条に規定するIDおよびパスワードによって本サービスを利用し、当行による取り消し依頼を承認することによっておこなうものとし、保証人等契約者以外のお客さまは、契約者であるお客さまの取消承認に従うものとします。契約発効前に電子契約の取り消しがおこなわれた場合、本条(1)による受付処理が完了しなかったときと同様の取り扱いとします。

### 第8条 (届出事項の変更)

お客さまは、本サービスの申し込みに際して当行に対して届け出た氏名・住所・電話番号・その他の事項について変更があった場合、速やかに当行所定の手続きをおこなうものとします。お客さまが変更の手続きを怠ったことにより、お客さまに生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。また、当行所定の方法によって届けられない限り、届出事項の変更の効力を生じないものとします。

### 第9条 (免責事項)

#### (1) 利用環境等

当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットおよび端末等の障害等、当行の責によらない事由により本サービスの提供に遅延・不能などが生じたとしても、それによってお客さまに生じた損害について、当行は責任を負いません。

#### (2) 天災等の不可抗力

天災・火災・騒乱などの不可抗力、裁判所など公的機関の措置、その他当行の責によらない事由により本サービスの提供に遅延・不能などが生じたとしても、それによってお客さまに生

じた損害について、当行は責任を負いません。

### (3) その他当行の責によらない事由

前2項にあげるもののほか、当行の責によらない事由により本サービスの提供に遅延・不能などが生じたとしても、それによってお客さまに生じた損害について、当行は責任を負いません。

## 第10条（本サービスの停止、休止および廃止）

### (1) 停止

当行は事前にお客さまに対して通知することなく、本サービスの内容を停止できるものとし、そのためにお客さまに生じた損害について、当行は責任を負いません。

### (2) 休止および廃止

当行は、お客さまに対する事前の通知をもって本サービスを休止または廃止することができます。なお、当行に届け出た連絡先に宛てて通知を発送・発信した場合には、これらが延着、または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとみなします。

### (3) 本サービスの休止および廃止時の当行の免責

前項の場合、お客さまは当行に対して一切の異議を述べず、かつ、本サービスの休止または廃止によりお客さまに生じた損害について、その賠償の請求はおこなわないものとし、当行は責任を負いません。

## 第11条（反社会的勢力の排除）

お客様は、次の(1)の各号のいずれかに該当し、もしくは(2)の各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本サービスの利用が停止され、当行からの通知により、本サービスの利用契約が解約されても異議を申しません。なお、これによりお客様に損害が生じた場合でも、当行は一切の損害賠償責任を負わないものとし、また当行に損害が生じた場合は、お客様がその損害を賠償するものとします。

### (1) 暴力団員等

お客様は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

## **(2) 反社会的行為**

お客様は、自ら、または第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

## **第12条 (規定等の適用)**

本規定に定めのない事項については、各種取引に応じた契約文書により取り扱います。

## **第13条 (規定の変更等)**

### **(1) 規定の変更**

本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表し周知することにより、変更できるものとします。

### **(2) 規定の適用**

前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

## **第14条 (権利・義務の譲渡・質入の禁止)**

お客さまは、本規定上に定める権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

## **第15条 (秘密保持)**

お客様は、本規定に別に定める場合を除き、本サービスの利用により知り得た当行の情報を第三者に漏洩しないものとします。

## **第16条 (準拠法と合意管轄裁判所)**

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して紛争が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を専属合意管轄裁判所とします。

以上

(2021年4月1日時点)